

長 友昭（拓殖大学）

報告1：中国農地制度における「三権分置」の法的課題  
——政策的議論から物権法、民法典の整備に向けて

中国における農地の権利については、1970年代末からの請負経営制による改革があり、それを法律上の権利として認めたのが1986年の民法通則であった。もともと、民法通則上の農村土地請負経営権では、その詳細な内容は規定されておらず、その後、この権利が物権なのか、それとも債権なのかという論争があった。その後、農村土地請負法の制定を経て、物権法の制定に至り、「農村土地請負経営権」から名称が変わった「土地請負経営権」は物権化されたということで、一応議論の収束を見たとき、権利の内実はともかく、物権法の上では、農地の「集団所有権」と「請負経営権」による所有権と用益物権の「二権構造」を採り、現在もそれは維持されている。そのような中で、近時、農地についての権利を「所有権」、「請負権」、「経営権」の「三権構造」とする「三権分置」政策という動きがある。これについては法的性質が明らかではない部分も多く、法学的議論はもとより様々な分野で議論がなされている。

三権分置とは、農業生産の効率を高め、農地の大規模化経営を実現し、農地の融資能力を高めるためには、農民に農地についてのより多くの財産的権利を与える必要性から導入されたものとされる。中国共産党の18期三中全会で採択された中共中央「關於全面深化改革若干重大問題的決定」において、請負権と経営権の分置が打ち出されて、所有権、請負権、経営権の三権を並立的に分置する農地権利体系を打ち立てた。

しかしながら、学者の中には、物権法によって認められているのは土地所有権と土地請負経営権の二元的農地権利構造であって、「三権分置論」をもって農地財産権を構成する構造は、法律上での表現が得られていないという見解がある。

2020年に、物権法を含めた民法典の整備や完成が企図される昨今、農民の農地に関する権利をどのように規定すべきか、近時の農村土地請負法の改正論や民法典をめぐる立法論を手掛かりにして明らかにする。